

# 防災訓練実施結果報告書

東総 28-3 号

平成 28 年 5 月 11 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 東京

1 番 1 号

氏名 株式

代表

正志

(担当者 :

研究所 電話 :

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

|                          |                                                                                                              |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原子力事業所の名称及び場所            | 株式会社東芝 原子力技術研究所<br>神奈川県川崎市川崎区浮島町 4 番 1 号                                                                     |
| 防災訓練実施年月日                | 平成 28 年 3 月 15 日                                                                                             |
| 防災訓練のために想定した<br>原子力災害の概要 | 原災法第 15 条事象                                                                                                  |
| 防災訓練の項目                  | 総合訓練                                                                                                         |
| 防災訓練の内容                  | (1) 特定事象発生時の初動訓練<br>(2) 通報訓練<br>(3) 緊急時医療(救助)の訓練<br>(4) モニタリング訓練<br>(5) 避難誘導訓練<br>(6) 事象収束活動訓練<br>(7) 情報伝達訓練 |
| 防災訓練の結果の概要               | 別紙のとおり                                                                                                       |
| 今後の原子力災害対策に向けた<br>改善点    | 別紙のとおり                                                                                                       |

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 防災訓練実施結果の概要

## 1. 訓練の目的

本訓練は、「株式会社東芝 原子力技術研究所 原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節」に基づき、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できることを確認するためのものである。

## 2. 実施日時及び対象施設

## (1) 実施日時

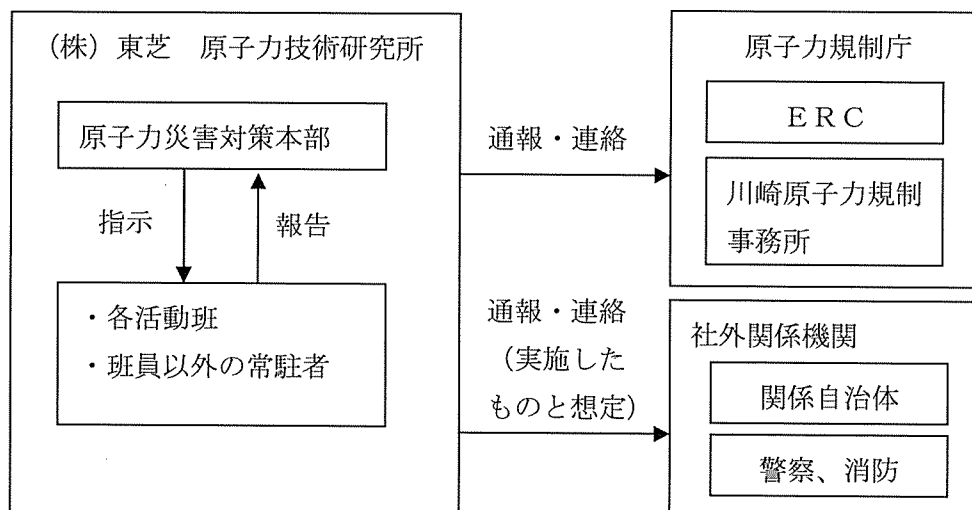
平成28年3月15日（火）13:30～14:45（反省会 14:50～15:30）

## (2) 対象施設

東芝臨界実験装置（NCA）

## 3. 実施体制、評価体制及び参加人数

## (1) 実施体制



## (2) 評価体制

社内評価者が各訓練現場における各訓練を視察し、チェックシートを用いてその内容を評価した。また、訓練終了後に社内反省会を行い、社内評価者及び各班訓練参加者として相互評価及び改善点の抽出を行った。

## (3) 参加人数

43名（原子力防災要員23名を含む、評価者4名、コントローラ1名を含む）

#### 4. 原子力災害想定概要

##### (1) 想定事象

NCAは停止中で、室員2名が制御室で作業中に地震が発生した。地震により排気筒のダンパが故障し、またNCAの装置室で火災が発生した。室員による初期消火は失敗し、燃料室内部まで火災が拡大したため、燃料棒が破損して燃料中の放射性物質が放出された。排気筒放射線モニタの計数率が上昇して、原災法第10条事象、第15条事象に到達した（通常経路放出）。初期消火活動中に管理区域内で室員1名が負傷し、体の一部を汚染した。負傷者は除染、養生をして救急車で搬送された。その後、消火活動によって火災は鎮火し、排気筒放射線モニタの計数率は減少、放射性物質放出の事象が収束に向かった。

##### (2) シナリオのブラインド化

上記想定事象については事前に訓練参加者に提示し、気象条件と排気筒放射線モニタ計数率やモニタリングポストの放射線量及びその変化はブラインドとして、訓練直前にコントローラが放射線監視盤に想定的事象を張り紙で表示した。

##### (3) 今回新たに取り組んだ訓練事項

- ①負傷者の部分的な汚染への対応（除染、養生）

#### 5. 防災訓練の項目

総合訓練

#### 6. 防災訓練の内容

##### (1) 特定事象発生時の初動訓練

- ①災害発生 of 検知と所内通報
- ②関係者参集、本部機能開始
- ③現場と本部との情報連絡（事象、放射線測定データ、被ばく、負傷者等）
- ④原災法第10条通報、第15条報告の判断

##### (2) 通報訓練

- ①異常事象通報（第1報）
- ②異常事象通報（第2報）
- ③10条通報（第1報）特定事象発生通報（15条事象にも該当）
- ④10条通報（第2報）異常事態連絡通報（負傷者情報も含む）
- ⑤応急措置の概要報告（第25条報告）

##### (3) 緊急時医療（救助）の訓練

- ①負傷者の救助と汚染部を養生しての管理区域からの搬出
- ②汚染検査（一時管理区域の設定等も含む）と除染
- ③負傷者の状態の確認と記録

- ④担架により負傷者を救急車まで移動（救急車の位置を想定）
- （４）モニタリング訓練
  - ①気象条件等の情報収集とモニタリング場所の選定
  - ②モニタリング資機材の準備
  - ③空气中放射能濃度モニタリングの実施
  - ④測定結果を本部へ報告
- （５）避難誘導訓練
  - ①気象条件等の情報収集と避難経路、スクリーニング場所、避難場所の選定
  - ②従業員避難者の人員点呼と避難誘導
  - ③資機材の準備と避難者のスクリーニング検査、記録
  - ④避難場所への集合、点呼、本部への報告
- （６）事象収束活動訓練
  - ①公設消防隊員（当社警備員が模擬）への施設情報、災害状況説明
  - ②公設消防の消火活動、鎮火確認の本部への連絡
  - ③放射線モニタ値の減少確認と報告
- （７）情報伝達訓練
  - ①各班の活動への指示と報告、情報の伝達

## 7. 訓練の評価

- （１）特定事象発生時の初動訓練
  - ・異常事象の発生後、N C A現場から警備室及びN C A室長への通報が実施できた。
  - ・現場から異常事象の通報を受けての、災害対策本部の立ち上げ、要員の召集は迅速に実施できた。
  - ・放射線班を放射線モニタ監視盤に派遣して情報を収集することにより、放射線モニタ情報の把握が実施できた。
  - ・放射線モニタ情報による原災法第10条、15条事象の判断と、原子力災害対策本部への移行が適切に実施できた。
- （２）通報訓練
  - ・関係機関への異常事象通報、10条通報（特定事象発生）は、今回実際に通報したのは川崎原子力規制事務所のみであるが、目標の15分以内に実施できた。
  - ・通報に用いたF A X機の時刻設定が正しくなされておらず、送信先の出力に間違った時刻が印刷された課題があった。原因はF A X機の電源を入れ直した際の設定確認を怠ったためである。対策として、定期的な点検と送信前の確認を行う。
  - ・複数回行ったF A X通報の中で、通信エラーが発生し、ダブリ送信を行った。また、複数回行ったF A X通報の中で、記載内容に食い違ったものがあり、F A X連絡文の作成および送信についての課題があった。対策として、通報班及び本部

要員が協力してのFAX文作成と通報連絡の訓練を行う。

(3) 緊急時医療（救助）訓練

- ・初期消火中に負傷し、身体の一部を汚染した負傷者の管理区域外への搬出、汚染検査と除染は、技術班、放射線班及び救護班が協力して実施できた。
- ・負傷者の状態確認及びその記録をとって、救急隊員（警備員が模擬）への説明は概ね実施できた。
- ・救護班による負傷者の担架を用いての救急車（想定した位置）までの移動では、担架の扱いなど適切に実施できた。

(4) モニタリング訓練

- ・気象条件（ブラインド）の情報収集とモニタリング場所の選定と指示が適切に実施できた。
- ・放射線班のモニタリング資機材の準備、モニタリング場所での測定が実施できた。
- ・測定結果及びその変化の本部へ報告が実施できた。

(5) 避難誘導訓練

- ・気象条件（ブラインド）の情報収集と避難経路、スクリーニング場所、避難場所の選定と指示が適切に実施できた。
- ・従業員避難者の人員点呼、避難誘導要員及び警備誘導班による避難誘導は指示に従って実施できた。
- ・放射線班によるスクリーニング資機材の準備と従業員避難者のスクリーニング検査、記録及び本部への報告が実施できた。
- ・避難経路は、想定の方角から判断して建屋裏側を通ったが、夜間、夕方の場合には足元に注意が必要という課題が抽出され、その対策として避難時の照明等について検討が必要である。

(6) 事象収束活動訓練

- ・現場の技術班による公設消防隊員（当社警備員が模擬）への施設情報、災害状況説明が実施できた。
- ・公設消防による消火活動（公設消防活動は実施したものと想定）、鎮火確認情報の技術班から本部への連絡が実施できた。
- ・鎮火後の放射線モニタ値の減少の確認による事象収束判断は、放射線監視盤の放射線班からの連絡に基づいて適切に実施できた。
- ・ただ、大きな地震の場合には公設消防が対応できないことも想定しておく必要があるという課題が抽出され、今後、公設消防に頼らず自衛消防による訓練についても検討を行う。

(7) 情報伝達訓練

- ・現場から、火災現場、初期消火失敗、火災拡大、初期消火中の負傷者発生の状況が適時本部に報告され、現場と本部との情報連絡活動は的確に実施できた。

- ・各班は、それぞれの現場に無線機を携行し、本部への情報連絡が実施できた。また、本部は、各班への指示が実施できた。
- ・モニタリング測定値の報告では、マスクをしての通信であったが、数字の確認に手間取る場面があり、情報連絡の向上を図る必要があるという課題が抽出された。対策として、無線での正確な情報伝達に習熟するための訓練を行っていく。

#### 8. 今後に向けた改善点

上記の評価を受けて、今後の訓練では、次の事項を改善点として検討する。

- (1) 通報連絡の習熟を図るため、FAX文の的確な作成を本部要員が協力して行うための訓練を行う。
- (2) 情報の正確な伝達に習熟するため、無線・トランシーバでの連絡や確認をより確実に行うための訓練を行う。
- (3) 公設消防が対応できない場合に備えた自衛消防の訓練を行う。

以上